

## 開催要項

### 1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

公益社団法人 福岡県社会福祉士会（福岡県指定研修事業者）

### 3 受講対象

#### カテゴリーB：実務経験(OJT)6月

下記（1）（2）（3）の全てに該当し、それらの証明書を提出できる者

- （1）「相談支援従事者初任者研修 講義部分」および「サービス管理責任者等基礎研修」を修了した者のうち、「サービス管理責任者等基礎研修」修了日前日までに、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

※ 2026年1月に県より取扱いが一部変更されたため、ご注意ください。

- （2）障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に6月以上従事した。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、第2サービス管理責任者等として個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行った。
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行った。

※ 個別支援計画作成の一連の業務の回数に関して、本会では10件以上を基準としております。

詳細につきましては、厚生労働省障害福祉課 令和5年3月31日 事務連絡「サービス管理責任者等研修の取り扱いに関するQ&Aについて」をご確認ください。

- （3）上記業務に従事することについて、指定権者に届出している。

#### 4 受講定員

360名（実践研修カテゴリーA・B・C合計）

#### 5 受講料

33,000円（10%対象 30,000円+消費税 3,000円）

※ 受講料の納入方法・期限等については、受講決定通知の連絡メールにてご案内します。

#### 6 申込期間

### 随 時 募 集 中

※ 全ての要件を満たした状態でお申し込みください。

※ 0JT6月“見込み”の状態では受付できませんので、ご注意ください。

#### 7 申込方法

① 本会ホームページ上でのWebによるお申し込み

② 本会へ必要書類の郵送によるお申し込み

上記①と②両方の手続きを申込期間内に行い、  
お申し込みは完了となります。

このQRコードから  
サービス管理責任者等  
実践研修カテゴリーB  
一覧へ移動できます



詳細は、本会ホームページに掲載している

「申込手順書(実践研修・カテゴリーB)」を必ずご確認ください。

※ Webによる入力情報は修了証書に反映されます。修了証書発行後に訂正が必要な場合は、再発行手数料（5,000円+振込手数料）が発生します。

※ 受講可否の通知、事前課題の案内、事務連絡は、Web申込時にご入力いただいたメールアドレスへお送りします。

※ Webでのお申込み後、必ず自動返信メールが届いているか、ご自身で入力した内容に誤りがないかご確認ください。

#### 8 受講決定

随時、メールで結果を通知します。

変更届が指定権者に提出されているかを、本会から指定権者に照会する必要上、申込完

了後から受講可否通知までに2～3ヶ月かかります。

お申込みから3ヶ月過ぎても受講可否の通知メールが届かない場合は、お問い合わせください。

※ 受講可否については、Web 申込時にご入力いただいたメールアドレスへお送りします。  
事前のお問い合わせはお受けできません。

## 9 研修内容（予定）

| 時間 ・ 方法           |                               | 内容  |
|-------------------|-------------------------------|---|
| 1 日目              | 約6時間（予定）<br>事前講義<br>（動画視聴）    | 障がい福祉の動向／個別支援会議の運営方法／サービス担当者会議におけるサービス管理責任者等の役割／自立支援協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組/権利擁護 等  |
| 2 日目<br>・<br>3 日目 | 9:00～17:30<br>講義・演習<br>（集合研修） | サービス提供に関する講義及び演習（モニタリングの方法、個別支援会議の運営方法）／人材育成の手法に関する講義及び演習（サービス提供職員への助言・指導について）／OJTとしての事例検討会の進め方／多職種及び地域連携に関する講義及び演習（サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者等の役割）／（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み、サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ |

## 10 研修日程（予定）

各コースの研修内容は同じです。※受講日程の選択・変更はできません

### ◆ 1 日目(e-ラーニングによる動画視聴)

|                            |
|----------------------------|
| e-ラーニング動画視聴期間・提出（アップロード）期限 |
| 随 時 設 定                    |

- ・ 動画配信については受講決定通知後の連絡メールに詳細を記載します。
- ・ 定められた視聴期間内に動画を視聴し、事前課題を提出してください。

## ◆ 2・3日目（会場にて行われる集合研修）

| 日 程  |                  | 研修会場  |
|------|------------------|---|
| Aコース | 6月26日(金)～27日(土)  | 電気ビル 共創館3階<br>みらいホール&カンファレンス<br><br>(福岡市中央区渡辺通2-1-82) |
| Bコース | 7月30日(木)～31日(金)  |   |
| Cコース | 8月23日(日)～24日(月)  |   |
| Dコース | 9月25日(金)～26日(土)  |   |
| Eコース | 10月30日(金)～31日(土) |   |

※ 状況により日程・研修会場が変更になる場合があります。

### 11 事前課題の提出

- ・受講決定者全員に事前課題を提出していただきます。
- ・具体的な課題内容、記入要項、注意事項等は、メールにてご連絡します。
- ・期限までに課題の提出がない場合、受講継続中止となります。
- ・提出された課題は講師が査読します。空欄での提出や動画を視聴せずに記入したと思われる内容、他の受講生と酷似した内容、内容に不備があると判断した場合等は再提出を求める場合があります。再提出は一回限りです。
- ・基準に満たないと判断した場合、受講継続中止となります。

### 12 事前講義（e-ラーニングによる動画視聴）

- ・事前講義の動画視聴は、インターネットに接続可能なパソコン、またはタブレット、スマートフォンがあれば、ご自宅や職場などから受講が可能です。また、定められた期間内であれば、いつでも視聴可能です。
- ・動画は約6時間で、視聴には通信料が発生します。通信制限のない環境での受講を推奨します。
- ・詳細についてはメールにてお知らせいたします。

### 13 修了証書

- ・全日程、全科目の研修修了者に、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日を記載した修了証書を交付します。氏名・生年月日は、Webでのお申込み時にご入力いただいた情報が反映されます。
- ・修了証書の授与は、受講したコースの集合研修終了時となります。
- ・研修修了者について、上記に掲げる事項等を記載した名簿を作成し、本会および福岡県にて厳重に管理します。
- ・15 留意点(6)の各号のいずれかに該当する者は、講師・実施主体等にて協議の上、

受講を中断とし、修了証書の交付を行いませんので、あらかじめご了承ください。

#### 14 受講申込み後のキャンセルについて

- ・本会ホームページの「申込キャンセル・変更フォーム」よりお申し出ください。
- ・お振込みしていただいた受講料の返金はいたしません。
- ・お申し込み後の受講キャンセルは、受講生ご本人からのご依頼のみ承ります。  
法人・施設を通じたお申込みの場合でも、代理でのキャンセルはできません。  
また、受講生ご本人と法人・事業所等との間で発生したトラブル（法人推薦、受講料の負担等）について、本会では一切関与いたしません。
- ・受講決定後、お振込みがない、受講を無断でキャンセルされた方は、次回の受講をお断りすることがあります。

#### 15 留意点

- (1) 研修申込やレポート等の作成にかかるパソコンの操作方法、word や excel 等の入力方法、メール送受信の方法といった、基本的なパソコン操作に関するサポートは行なっておりません。
- (2) 書類の不備、記載漏れ等がある場合は、申込受付できません。  
受講申込書類等の不備、不足がある場合であっても、本会からの指摘や修正連絡は行いません。
- (3) 料金不足で送られてきた書類については、受け取りができません。
- (4) 研修申込の要件は、郵送にて提出された証明書類等によってのみ判断されます。
- (5) お振込みしていただいた受講料は返金いたしません。
- (6) 次の各号のいずれかに該当する者は、受講を取り消します。
  - ① 受講申込書類等に虚偽の記載があった者
  - ② 定められた期間内に講義を視聴、および受講しない者
  - ③ 課題等、既定の提出物を期日までに提出しない者
  - ④ 課題等再提出者のうち、一度の再提出で適格とならなかった者
  - ⑤ 通算15分以上の遅刻、早退、途中退席及び居眠りをした者
  - ⑥ 受講態度について注意されたにも関わらず改めることができない者

- ⑦ 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと判断された者
- ⑧ 理解度が著しく低く、修了の見込みがないと判断された者
- ⑨ その他研修に支障のある行為が認められた者

(7) 申込書類等に記載された個人情報は、本会のご案内および本研修の運営目的以外には使用しません。詳細は、本会ホームページの個人情報保護方針をご確認ください。

(8) ご送付された申込書、証明書等は返却しません。

(9) 受講決定通知および事務連絡について

- ・申し込み時の申請フォームに記載されたメールアドレスに対して電子メールにて行います。
- ・ドメイン指定受信をしている場合は「info@facsw.or.jp」「sabikan-shoninsha@facsw.or.jp」のメールが受信できるように設定してください。
- ・「メールを見落とした」「誤って削除した」「迷惑メールに入っていて確認できなかった」等の事案への個別対応はできかねます。
- ・その他、通信障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。

(10) 受講生及びその関係者より、下記のような迷惑行為があった場合、以降の本会での受講をお断りします。

〈例〉

- ・ 暴言（侮辱的発言、人格の否定、名誉棄損、大声での恫喝、罵声）
  - ・ 威嚇、脅迫（脅迫的反社会的な行動、発言による脅し）
  - ・ 権威的な言動（優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いの要求）
  - ・ 対応者の揚げ足取り（言葉尻を捉える、一方的なクレーム、話のすり替え）
  - ・ 長時間拘束（長時間の一方的な電話、業務に支障を及ぼす行為）
  - ・ 繰り返しの言動（度重なる電話）
  - ・ SNS/インターネット上での誹謗中傷（本会、従業員及び研修講師等に対するインターネット上での名誉棄損、プライバシーを侵害する情報を掲載）
  - ・ セクシャルハラスメント（特定の従業員及び研修講師等へのつきまとい）
- （行為例は例示であり、カスタマーハラスメントはこれらに限定されません。）

【お問合せ先】

公益社団法人 福岡県社会福祉士会 事務局  
担当 上野・木本・川上  
E-mail:sabikan-shoninsha@facsw.or.jp  
<https://www.facsw.or.jp>



※ お問い合わせは、本会ホームページにある「お問い合わせフォーム」よりお願いいたします。ご連絡を頂いてから3~4営業日内を目途に返信いたします。